

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 2 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 25 年 6 月 13 日（木） 15 時 00 分から 17 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2 階 第 6 集会室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：鶴島委員、小野委員、恩地委員、木下委員、多田委員 福山委員、山下委員
欠 席 者	委員：岡委員
案 件 名	議案 1. 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について
提出された資料等の 名 称	次第 議案第 1 号 枚方市都市景観基本計画【改訂版】 枚方市都市景観基本計画 新旧対照表 枚方市都市景観基本計画の基本方針フロー 枚方市都市景観基本計画 類型景観形成方針フロー  平成 25 年度第 1 回枚方市都市景観審議会会議録
決 定 事 項	審議会での意見及び以後の各委員からの個別意見をもとに、全体的な表現整理、語句、写真等について更に改善に努め、次回の審議会では都市景観基本計画の素案を示す。また、基本計画に即した形で、景観計画案も次回の審議会で提示する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 都市整備推進室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

吉 川 会 長： それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成25年度第2回の枚方市都市景観審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはなにかとお忙しい中、猛暑日になりそうな気温ですが、本審議会にご出席賜りありがとうございます。本日も前回に引き続きまして、都市景観基本計画の改訂案について、審議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、はじめに本審議会の開催にあたって、市を代表して池水都市整備部長よりごあいさつをいただきます。

部 長 挨拶： 開会にあたりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方には、日頃から本市行政になにかとご高配いただき誠にありがとうございます。また、本日は、会長からもございましたが、台風が近づいており、また、暑い中にもかかわらず、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて本日は、前回の審議会ですらいろいろとご意見をいただきました。このご意見をもとに資料を整えさせていただいておりまして「枚方市都市景観基本計画改訂案」の具体的内容につきましてご審議をお願いしたいと考えております。今後、引き続きまして8月に予定しておりますe-アンケートの実施に向けても、取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

後程、詳細につきまして、事務局の方から説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

吉 川 会 長： ありがとうございます。それでは、委員の皆様の出席状況の報告と、資料の確認を事務局の方よりお願いいたします。

事 務 局： それではまず、委員の出席状況を報告させていただきます。本会の委員総数は10名でございますが、本日は、9名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条に基づく、委員総数の過半数に達しております。したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、岡委員につきましては、本日欠席される旨の連絡をいただいております。また、鶴島委員におかれましては、講義の合間にご出席いただいております。4時過ぎ頃にはご退席されるということでございます。

それから次に本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お

手元の資料をご覧ください。まず、A4、1枚ものの議事次第がございます。それから、クリップで留めておりますが、議案第1号と書いたものですね、この中に、枚方市都市景観基本計画【改訂版】というのと、【新旧対照表】が入っております。それから別で、カラー刷りでA3になっておりますが、都市景観基本計画の基本方針フロー、そして、類型別景観形成方針フローがございます。そして最後に、前回の会議録がございます。

以上で本日の資料となっておりますが、よろしいでしょうか。

吉川会長： 只今事務局より報告がありました通り、本日の審議会は成立しております。また、本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、原則公開としております。本日の議案等を確認したところ、個人情報などの公開すべきではない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

吉川会長： ありがとうございます。異議なしということですので、本日の審議会は公開といたします。では、本日、傍聴人はおられますでしょうか。

事務局： 本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

## 2 審 議

吉川会長： それでは、審議を進めてまいりたいと思います。今回の会議録の署名人は、前回申し上げたとおりに従って、多田委員と山下委員にお願いするということでございます。それでは、前回は、序章と第1章から第3章のご意見を頂いていまして、第4章以降の説明を事務局よりお聞きしたところで時間切れという状況となりました。その後、本日までに事前に事務局において、各委員との論点の調整がされたと思います。本日は時間が限られた中ですので、前回以後の主要な内容変更の項目について説明を求め、そのうち序章から、順次確認をしていきたいと思います。

前回は、私自身の議事の下手際で時間が長引きましたが、本日は効率的な議事進行を心掛けていきたいと思いますので、委員の皆様、ご協力のほどお願いいたします。それでは、課長の方からお願いいたします。

事務局： まず、前回、資料の事前配付についてご指摘いただきました。今回は、先週にはそれぞれのお手元に資料をお届けすることができたのではないかと考えております。恐れ入りますが、本日は目次に若干修正を加えたものを配付させていただいておりますので、本日の資料をご覧ください。

と思います。

まず、本日の議案の変更事項につきまして、主な事項を説明させていただきます。4つございます。1つは、前回審議会でいただきましたご意見を反映しました。

2つ目には、前回審議会以降、字句修正など、個別に頂戴しましたご意見を反映いたしました。

3つ目には、市民が読み進めやすいような、そうした構成を心掛けるべきではないか、というご意見をいただいたことから、ページ構成の並び替えとして、「景観とは」をP3に持ってきました。第3章では全体の流れを示した「目標から基本方針、方向、地域への展開」の表を最後に移すなどの工夫をしたものでございます。

4つ目には、別紙として配付しておりますA3横カラー刷りの2枚の資料をご覧ください。都市景観基本計画の基本方針などの流れを分かりやすく示してほしいとのご意見をいただきましたことから、景観形成の課題から方針へのつながりを表といたしました。記載しているのは、いずれも基本計画【改訂版】の中から抜粋したものでございます。表現の至らない箇所をご指摘いただければ、引き続き本文において整理をしていきたいと思っております。以上が本日の資料作成にあたりましての、主な変更項目でございます。

吉川会長： 今、事務局より大きな4点の概略説明がございました。それでは詳しい内容について、順不同では問題が生じる可能性がありますので、序章から順次確認をしていきたいと思っております。それではまず、序章について事務局より詳細な説明をお願いします。

事務局： それではまず、序章でございますが、P2をご覧ください。「里山」の記述が必要ではないかとのご意見をいただきまして、P2の1行目に加えることといたしました。また、「都市間競争の様相を呈し」といった表現は、削除いたしました。さらに、枚方の歴史的背景をしっかりとおさえる必要があるとのご意見に対しましては、全体的に文面を見直すことにいたしました。また、昨年度第3回審議会などで、景観形成にはデザインの重要性を記載してはどうか、との趣旨のご意見をいただきました。これにつきましては、P2の6行目に「まちをデザインする」と追記をし、その次の行に、その内容を具体的に記述することといたしました。次に、文章と写真との整合については、例示的に、本日お示しいたしましたが、精査をしていきたいと考えております。その他、わかりにくい表現や文脈の整理を行い、読みやすいように4つの段落から大きく2つの段落へと整理をいたしました。こちらにつきましては、以上でございます。

吉川会長：ありがとうございます。もともと序章はそれほど量がございませんので、今事務局のご説明にあった内容で、よろしいでしょうか。委員の皆様のご意見を頂戴できればと思います。

山下委員：写真はこの写真でフィックスされるのですか。

事務局：いえ、ご意見をいただければ、まだ検討はしていきます。

山下委員：意見がなければ、この写真で、この3枚でいくということですか。

事務局：はい、そのように考えております。

山下委員：この里山の写真の、その下は香里団地か何かの写真ですか。

事務局：そうです。

山下委員：枚方は、田園都市というようなイメージを強く打ち出したいなと思うのですが。別にこだわっているわけではありませんけれども、この2枚の写真を入れ替えた方がいいなと思います。右の写真は、良い写真だなと思っています。枚方の自慢すべき光景というふうに思います。

恩地委員：淀川の写真は良いと思うのです。里山も重視しているので、良いと思います。ただ、41、2万といわれている人口の中で、もっと商業的などこも入れられても良いのではないかと。人口を考えると、そういう写真も少しあってもいいのではないかと、個人的な意見ですけれども思いました。

吉川会長：ほかにご意見ございませんでしょうか。

小野委員：歴史的な写真を入れてほしいと思います。

吉川会長：それを言い出すと、委員の数、10枚全部入れるという話になるので、少しセーブ頂けたらと思うのですが。

恩地委員：私もどうしてもというわけではないので。感じたことを申し上げたので、あとはお任せします。

下村副会長：景観づくりの目標が、「枚方の新たな魅力をつくる」ということで、そのサブタイトルが「自然と歴史と人を紡ぐ 枚方の新しい景観づくり」で、

みんなで一緒にやってみようというのが下に書いてあるんですね。これに合う写真がここに出ていて、おかしくないかなというふうに思います。いっぱい写真を入れたいと思うのですが、そういうわけにいかないと思います。

事務局：写真の選択は相当難しいので、ご意見をいただいて、できるだけそういった方向で検討したいと思います。

吉川会長：では、何かしらのときにはご相談にのりますので、事務局の方でもう一度検討いただきたいと思います。それでは、序章はこれぐらいでよろしいでしょうか。それでは次に、第1章について、内容の変更等について、説明をお願いしたいと思います。

事務局：では、第1章でございますが、編集の順番を変更いたしました。「景観とは」を最初に持ってまいりました。P3でございます。その後、「基本計画改訂の背景」、P5となります。次に、P7の4行目、景観の多くの施策を横につなげて、トータルに都市づくりを良いものに仕上げる、こういった役割があるので、そういった立場からの表現を、というご意見をいただきました。4行目のところに「相互に連携した」という表現に修正いたしました。以上でございます。

吉川会長：それでは、今説明していただきました、特に、上位計画や他の計画との関連とか、あるいは、基本計画の改訂の背景とか改訂方針とか、それ以外も含めましてご意見を頂けたらと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

木下委員：P4なのですけれども、「景観形成の役割」のこの図ですよね、これ以前から踏襲してらっしゃる図だと思うのですけれども、「3主体の協調と連携による景観づくり」という意味合いが、ものすごく重くなってきますから、もう少し図として、3者が本当に連携してというのが、もう少し分り良い図にできないものかなというのは思います。それから、下の「景観形成の対象領域」、ここもですね、いちばん最後の行に、「また、見る人がいるからこそ景観があるため、見る人が位置する全体の地域環境やその背景となる遠景も考慮しなければなりません。」というのは、これは足していただいた文ですよね。その文に対する図も入れないと、これは上の部分だけの話の図になっていると思うので、できればこの足していただいた部分も、どういうことを言っているのかというのを入れていただいたらよく分かるのではないかなと思います。以上、2点です。

吉川会長： 的確なご意見かと思えます。少し図を考えていただけますでしょうか。

事務局： はい。

吉川会長： たぶん、下の方の図も景観デザインとか景観工学とかの教科書の中に出ていると思いますので、人間がいてはじめて景観が成立するよというのを、それを表した形で足していただけたらと思いますが、他にございませんでしょうか。

山下委員： 私的領域というのは、景観形成の対象外というのを言いきっていいのでしょうか。例えば、枚方宿に新しく建物を建てる時には、行政としては壁の色をこうしてくれませんかとか、こういう色を避けてくださいね、ということを言っており、私的領域に対して、口をはさんでいるわけですね。

事務局： 建物自体の外観は景観協議を行いますが、内側の生活されている部屋の中までは言っておりません。

山下委員： そうではなく、外側のことを言っているのです。そういうことだったら、この図の点線があって、これより私的領域側は景観の対象外にするということですか。

例えば、私的領域を区切る点線のところに、私的建造物であろうと、その外観については外観であり、かつ、私的建造物であろうがそれに付随する、仮に、宅地的建物に看板が出たとすると、その時には、もう、どうぞお好きにということになるということですか。

吉川会長： その意図だと思うのですが。普通は、私的っていいますと、この真ん中の一点鎖線が管理境界になりますので、ここから後ろが私的な領域になるわけですよ。ただし、私的な領域の中でも、実は境界領域というのを設定して、そこを実は、基本計画あるいは景観条例であるとか規制誘導が働くところですよというのを表現している。ですからもちろん、建物の表面の色とか看板とかも対象なのです。

山下委員： その様にこの図を理解して良いのですね。

吉川会長： ですからこれは、表面まで入ってくるのです。

下村副会長： ご提案なのですが、「私的領域」という言葉を飛ばした方がいいかもしれないです。どこが私的領域か分かりにくいですよ。境界領域は私的

領域じゃないというふうに見えるのですが、実は私的領域なんですよ。会長がおっしゃるように、公的空間と私的空間で、これは管理境界線が入っていますので、私的空間とういうのはこの右内で、この私的領域とういうのは、建物の白い部分ということもいえますし、逆に、私的空間全体が私的領域とも見えないことはないですね。そしたら、公的領域と境界領域と私的領域のこの3分割で言い切っているものなのか、実は怖いところがありまして。

どうですかね、私的領域は「領域」とつければ所有権じゃないという意味で使っているというか。普通読んでみると、皆さんそういうふうに理解されると思うのですが。私的空間の中の、外側から見える公的部分に関しては、境界領域、こういうものを「セミパブリック」といい、半公的空間、もしくは半私的空間と言います。ですので、建物の外側から見えるところが境界領域だとわかりさえすればいいのではないのでしょうか。昔の基本計画にも書いてあるので、今回抜くというのは決心が必要だと思いますが。

多田委員： 一点鎖線の建物に沿って、屋根と外壁が私的領域の方に見えるということで山下委員がおっしゃっていたんですかね。ですから、建物の中に一点鎖線を入れないといけないのではないですか。

山下委員： 間が広すぎますね。

事務局： そういった方向で、整理させていただきます。

吉川会長： 部分的には、ひょっとしたら建物の中まで入る可能性もありますから、下手に点線を入れない方がいいのではないですか。管理境界のところには一点鎖線を入れておいてもいいと思います。

事務局： 色で塗りつぶしてしまうということですか。

吉川会長： こちらじゃないですよという程度の表現で、網がかかっているだけの表現でいいじゃないのですか。山下委員がそこまで細かくチェックなさっているとは思わなかったのが、失礼いたしました。一点鎖線の位置を問題にされているとは。

他にございませんでしょうか。それでは引き続いて、2章の方を、内容の変更について説明をお願いします。

事務局： 2章でございますが、事務局としては文字修正程度で、前回通りとさせていただきます。

吉川会長： ということで、委員の皆様の方からご意見等ございますでしょうか。

下村副会長： これは前回言っていないので、今回言うことは本当はだめなのは分かっているのですけれども。図を拝見していますと、こういう図には河川とか名称ですが、余り入れすぎるとくどいような気もするのですけれど、前回のを見ていても河川名称等入っていないのですけれども、こういうインフラの鉄道名であるとか、主要道路名であるとか、河川が出てきたときには名称を入れたくなるのですけれどもね。枚方の方が見れば分かるから良いということかもしれないのですけれども。誰が見ても淀川だとわかるのでいいと言えればいいのですが、淀川とか穂谷とか、川の名称3本入れておくだけで図面らしくなると思うのです。

これ、なぜ20mと100mの等高線できたのかなと思ったら、前回がそうになっていたからだと思うのですけれども、標高で今回の地域区分は、特にしていないですよ。

吉川会長： 東部地域がだいたいこの100mにあたるのですよね。そういう感じがします。

下村副会長： 丘陵というイメージを出されているのか、里山的な雰囲気のあるところでもうちょっと多くなるという意味合いなのか分かりませんが、大きな地形構図が分かれば良いと思うのです。

事務局： P12の都市構造の図と見比べていただくと、それには河川の名称とかを入れております。

下村副会長： あとは、全体的に入っているのですね。

事務局： なかなか、色々入れてしまうと、繁雑になってわかりにくいのではないかと思います。

吉川会長： 今、下村先生がおっしゃったように、20mと100mの地形の等高線が入っているのであれば、地形そのものの、例えば河川の名前とかは、地形という意味であれば入れておいた方がいいのではないのでしょうか。繁雑というのであれば、上の図だけ入っていれば、下の図は上を見たらいいだけで、下の図は自然景観の凡例が入っていますから、山林とかも区別がつくと思います。少なくとも、上の図には入れていただけたらと思いますけれども。

下村副会長： こういう地図を表記するときの基本原則として、図面を導入する場合に

必ず入れておかなければならないのが、方位・スケール・それと主要なインフラ関係です。主要な道路名称、河川、さらに鉄道と駅名。これがあれば場所が特定できますので、だいたいそれらを入れておくというのが、図面を提出していくうえで必要な要件だと私は思っています、ちなみにこれはポンチ絵ですので縮尺は入らないですし、方位も北が上だということで抜く場合も無きにしも非ずなのです。あと残ってくるのが名称なんですけれども、先生がおっしゃるように、河川の名前を4つ入れるだけですので、それだけで図面らしく見えると思います。

木下委員：「自然景観特性」のところなんですけれども、くどいようなんですけれども、丘陵のことですよね。自然景観特性のところ、「丘陵斜面」「丘陵部」という表記はいつもしていただいているのですけれども、やはり読んでみますと、丘陵斜面のというふうなことだったり、丘陵地に混在する住宅ということの表現になっていまして、丘陵部が枚方市の大半を占めているというところでの、自然特性というものが、やはり読み切れないんですね。だから、もう少し、その辺を表現としてわかりやすく入れていただけないのかなというのは、これは毎回いつも、お話していることなんですけれども。なぜかと言いますと、P12のいつも使っている図に、「丘陵部に展開する市街地」ということで黄色く塗られている部分ですね、これが結局、丘陵地が、枚方にある地域というか、面積というか、地帯になるわけですね。これだけ、やはり丘陵地帯が枚方の大半を占めているんだという中で、自然景観特性というところに、そういうことを押さえておかないというのは、基本的な自然景観の、枚方の特性というところで、読み方としてというか、もっていく最初の導入の、「枚方市の景観特性」の自然景観という部分では、やはり特性を言うには弱いのかなと、現状ではまだ弱いのかなという気はしています。

山下委員：木下さん、もっと具体的に言った方がいいと思いますよ。こういう内容のものを入れてくださいとか、じゃあ今度はどう入ったかというのを整理する中で、例えば、この部分に、こういう文言で、あなたも考えてきていると思うから、この部分にこう言う文言を入れてくれと言った方がいいと思いますよ。そうでないと、自分が後々困ると思います。

木下委員：表現としては、もちろんお伝えはできますけれども、意図としていつもお伝えしていますように、丘陵部という部分を強調していただければ、P12に書いていただいているように、ここの部分は丘がずっと連なっているわけですね、その自然を市としてどうしていくのかというところが、斜面林の話ではなくて、その中の住宅地の話ではなくて、ここは自然という意

味では、それをどうとらえるのかというところをもう少し明確にしていた  
だきたいなど。だから、自然景観特性のところ、真ん中のところに、「一  
方、淀川や3河川に沿った丘陵斜面地には多くの樹林がみられ」ってなっ  
ているのですけれども、これも樹林の話ですよ。だから、以前もお話し  
しましたように桜丘・星丘・菊丘というふうに、いろんな本当にたくさん  
の名前、きれいな名前の付いた丘があって、それが一つの、枚方の住宅地  
の在り方を特徴づけているわけですよ。そこのところの表記としてはや  
はり、まだ枚方の特徴というのは出てないんじゃないかなと。ですから、  
斜面じゃなくて、丘陵部をどうしていくのか、黄色の部分はどうしていく  
のか、というところを自然景観特性としてとらえたときに、どう見えてい  
るのかというところを明確に、もう少しここで特徴づけていただけたらな  
と思います。

この近辺でも、そんなに丘がきれいに連なっているところって、意外と  
ないと思うんですよ。向かい側の高槻でも違うし。寝屋川に行っても違う  
し。駅ごとに坂があるって、そんなじゃないと思うんですよ。で結局、そ  
れを示しているのがこのP12の図だと思うんですよ。これだけの特徴が  
ある、自然の中にこれだけの特徴があるということをこれに足していただ  
きたいと。

山 下 委 員： P10の下の方にスペースがあるわけだから、このスペースを利用して、  
この自然景観特性の「一方、」のところから「うるおいをもたらしていま  
す。」という部分の8行間のところを少し膨らませて、今あなたが言われ  
たことを表現していただければいいのではないかなと思うのですけれど。

吉 川 会 長： 少し待ってください。すべての人の意見を取りいれると話が違ってくる  
と思うのです。もちろん木下委員の思い入れは、我々重々わかっていますが、  
実は丘陵という言い方をすると少し違うのではないかなというのが私  
自身の認識としてあります。例えば、千里丘陵というのは、「丘陵」とい  
う言い方ではっきりしているのですが、枚方場合は、ちょっと「丘陵」  
というには、細かい河川が流れ込んできていて、丘陵というイメージがそ  
れほどはないのです。

木 下 委 員： 枚方全体が一つの丘陵という地形ではないんですよ。だから、千里丘陵  
みたいな言い方がされていない。

吉 川 会 長： ですので、やはりその丘陵と言いかすると、千里丘陵というイメージ  
が定着している中で、違ったイメージでとられてしまいますから、「丘陵  
斜面地」だとかってというような用語になっていると、僕自身は理解してい

るのです。

木下委員： 「斜面地」と「丘陵」と「丘陵樹林」は違いますよね。で、その枚方の特徴を言うときに、それを話するのは何が問題なのかが、私は逆にわからないのですけれども。枚方の地形がどういうものかというものを、やはり、これだけの特徴があるということを前提に置かなければ、枚方の景観というのは何か、どうしていくのかっていうのは位置付けられないですよ。このときに特徴をとらえれば、そんなに大きな丘陵地帯、千里丘陵といわれるような、皆さんが知るような丘陵地帯ではないかもしれないけれど、地形としては明確にP12にあるように、そこに小さな丘ですよ、言ってみれば、丘が連なっているという地形は間違いないと思うのです。でそこに、団地があったり住宅があったり、いちばん最初に出てきたような香里団地のようなこういうなだらかな坂があったりということが特徴になっていると思うんですね。それを、敢えて言わないのは何でなのかなというの、逆に疑問に思ってしまうのですけれども。

下村副会長： このP10の下から7行目に「また丘陵地の河川沿いには田園も多く、その周囲に点在する灌漑用のため池は、市街地に潤いをもたらしています。」とありますが、これで足りないのですか。

木下委員： ですから、丘陵地がまちの景観の中心要素の一つであるというふうに、きちんともう少し明確に文章として入れていただけたらいいなと思います。丘が連なっているところですよ。黄色の面積の部分です。

下村副会長： 丘陵地がまちの景観の特徴をどんなふうに活かしているのですか。

木下委員： それに連なって私たちのまちは出来ているわけですよ、枚方は。そのことを、前提の自然景観という景観特性の中に、もう少し分りやすく表現していただけたら良いのではないかなと思います。

事務局： 丘陵地が住宅を形成しているというところであれば、その次のページの市街地景観特性がでてきます。今回ここでは、自然景観特性となっていると思いますので、丘陵地の中の自然の部分の特化して、特筆してここには書かれているということで、そこを住宅地として利用していることについては、次のページで書かれています。

木下委員： その事じゃないんです。自然景観ですから。

吉川会長：先ほども、地形で言ったら、20mのコンターがあって100mのコンターがあるわけですね。これは、生駒の山へつながっていくわけで、実は山すそなわけです。丘陵って、低い山と言ったら語弊がありますが、丘がこうあるのが丘陵地であって、実はそれは生駒の山塊が淀川に向かって下りてくるところの裾なわけ、それを丘陵と言い出すと、大阪府の周りはずべて丘陵だという話になってしまいかねないわけです。

千里丘陵というのは、千里の丘があって、また北側で落ち込むのです。そして、そこからまた、北摂の山地に向かって上がっていく。その上がっていく方は、北摂山地と呼んで、北摂丘陵地とは呼んでいないわけで、千里丘陵は丘陵と呼んでいるわけですね。

ですから、あまり丘陵、丘陵という言い方をすると、違うニュアンスになってしまいそうだというのが、私の意見です。ですので、山すそは丘であるというのは間違いございませんから、「丘陵斜面地」という表記とか、あるいは、「丘陵地の」という表記が書かれているだけで、十分ではないかなという意識を持っているのです。もしあれでしたら、一度皆さんに文章を書いていただき、山下委員のご指摘もありますので、それを事務局に出して、入れるかどうかというのを検討してみてもと思います。

木下委員：そういうことではないと思うんですよ。ここで議論するのが審議会なので。

吉川会長：何度も議論してご説明しているつもりなのですが、ご意見が違うみたいなので。

木下委員：そうですね。私も何度もご説明しているつもりなのですが。

おっしゃっているように、ここは地形の話ですから、地形の話でいいのです。今おっしゃっているように、丘陵という言い方がまずいのであれば、私は丘でいいと思っているのです。

山に向かうのは、例えば向い側の高槻も同じですね。でも高槻は山に向かって、本当に山すそになっているので、坂としては一つなんです。大きな坂として。でも枚方は、生駒の方に向って、大きく見れば斜面になっていますけれども、まち全体を見れば、小さな丘がポコポコとたくさんあることが特徴だと、それは住んでいて実感する特徴なのですね。それは前回も、少し丘に登れば枚方はどこでも夜景が見えるという話に関しては、皆さん実感していただける方に関してはわかっていたかと思うのですけれど。

そういうところが、本当に枚方の景観をつくっている一つの特徴だと思うので、そういう面を自然ということ捉えて、もう少し文言として表現

していただけないだろうかという要望です。だからそれは、丘陵斜面ということでもないし、丘陵地にある住宅という表現でもなくて、地形として、自然の景観特性としてもともとあるものですよね。そこに、住宅があったり電車が走っていたり道路が走っていたりするわけですから。

下村副会長： 自然景観特性の、いちばん上の3行に「枚方市の地形は西から淀川左岸低地・丘陵地・東部山地」とありますが、この丘陵地をもっと詳しく説明するというわけですか。

木下委員： もう少し、丘陵地だけではなくて、丘陵地だと先ほど先生方がおっしゃるようなイメージになるので、もう少し言葉を足していただけないかなと。

下村副会長： 東部山地も、言ってみれば4文字で終わっています。全部説明しだすと、それはどうなのかなという気はします。この3区分の地形区分になっているということに枚方の地形的特性が表れていて、それがP12の横断面構造になっていますよというのが、特性じゃないかなという気はしますけれども。

木下委員： なぜここにこだわるかというのと、全部ここがスタート地点になるからですよ。だから、私はいつもこの最初の部分に、現実をどう捉えて、問題をどう捉えておられるのかということについていつもこだわっているように、ここが後ろのすべての地域の、4章だったり5章だったり、全部につながっていく前提になるので、私はいつもそこを何度も確認させていただいている。

その部分は丘陵斜面の斜面樹林ということの表記しかできませんということであるのか。丘に関しては、市としては景観を守っていくということはやはりうたえないので、ここでは丘という部分を自然としては、あまりここでは明確にはうたわないでおこうという考えでこういうふうにされておられるのか。

吉川会長： そんな、恣意的なつもりは全然なくて、たぶん丘に対する思い入れがだいぶ違うかなというところだと思います。淀川左岸低地と丘陵地と東部山地の大きく3つに分かれているよという認識ではだめなのでしょうか。

木下委員： だめと言っているわけではなくて、それではあまりにも単純すぎるじゃないですか。それを枚方の特性ですと言われると、あまりにも簡単すぎるので、もう少し本当に枚方がどうなのかということ、理解できる言葉に、

自然がこうですということを表していただくというのは不可能なんではないでしょうか。

多田委員： 等高線が上がったり下がったりするイメージを書いたらいいという感じですかね。というのは、大きく3つの部分に分かれ、その中でも市の大部分を占める丘陵地には、東から西に向けて川が何本か流れてきて、そのアップダウンがあるということを書けば、なんとなくイメージがわかるという感じですかね。

木下委員： 例えば、そういうことです。

下村副会長： 一言入れるとしたら、「微地形」という言葉をよく使います。「丘陵地には微地形が発達し」、それで起伏があるということは分かると思います。

事務局： それは、どんな字を書くのですか。

下村副会長： 微生物の「微」で微地形です。

吉川会長： それは、実は穂谷川とか天野川とかという河川が、丘陵を切って流れてきますから、どうしてもそれぞれに谷が細かいアンジュレーションとして出来てくるわけです。全体では、山塊が下りてきてということになります。

山下委員： 今先生が言われたことを言葉で表現すれば、木下委員は納得すると思います。この自然景観特性の樹林とか、ため池とか、こういった自然景観特性ですと言われていますが、木下委員が言われているのは、樹林とかため池プラス、丘の魅力というのをに入れてほしいのだと思います。だから、丘の姿の素晴らしさというのを文言として入れたらいいのではないですか。

下村副会長： この文章の構成としては、地形構造は低地と丘陵地と山間部という大きな地形構図は3つに分かれていて、それぞれの地形構造の低地・丘陵地の中の自然的資源としては、どんなものがあるか、そういう段落ちになっている文章の書きぶりなのですね。

だから、さっき少しだけ申し上げた、低地・丘陵地のそれぞれに説明を加えていくかなのです。低地っていうのは、大規模河川の淀川の堤内地の部分の低地部分、商業系が発達していて、自然じゃないので商業系が発達してないというのは書けないと思うのですけれども。そして、丘陵部分は、地形で書けば「多くの微地形を有する丘陵部分」と、それだけ入れるかなですね。地形の構造を言っていて、そこに住宅が張り付いているというのは、

上乘せしてくる話ですので、地形の構造がどうなっているかをここには書くのだと思うのです。だから、「その3つの構造が、大きな地形の特性です」「低地・丘陵地・東部山地の3つに分けられ、それぞれ特色のある景観を呈しています」と書くのか、この「3つに分けられ」のところに「微地形を有する丘陵地」と書くのか、という話かなと思います。低地では、淀川のところではわんどですね。河川があるということは、それだけの谷筋が走っているわけですね。東から西に落ちる谷筋と、反対に言えば、尾根筋が走っているわけです。たぶん、川と川との間が、尾根筋が書けるといいますので、そういう詳しい説明をするのか、図面を作るのかということまでいくのかなという話です。まあ、微地形を有しているということになるのかな。

事務局： 今の副会長のご意見を踏まえますと、例えば、「一方、淀川や3河川に沿った」の後あたりですが、「多くの微地形を有する丘陵地があり、そこでは丘陵斜面地には多くの樹林がみられる」とかいう形で付け加える、展開していくという形にしようと思いますが、木下委員どうでしょうか。

木下委員： 基本的には、私が是非とも皆さんにお伝えしたいことの本質的な意味ですね、それをご理解いただければ、私は文言は、作っていただくのはこちらのお仕事ですから、私はそれでいいと思っているのですけれども。

なぜここにこだわっているかという、ここは自然景観特性と書いてありまして、その後ずっと、枚方の自然と歴史を守っていくと、それを守っていくというテーマがずっと最後まであるわけですね。そのときに自然って何かということが、皆の認識が違うとなれば、自然を守っていくというずっと後ろの第4章・第5章にまで落ちていくときに、ベースが違ってしまおうと思うんですよ。だから、私はこの最初に、枚方の自然って皆さんがどう捉えているのかという出発点をぜひとも確認したい。その時にこういう要素を、やはり市民としては日々感じているので入れていただきたいということなのですね。

そこに私が、危機感を持っているからずっと丘、丘っていうふうに申し上げているのですけれども。なぜ危機感を持っているのかというと、私は本当は美しい丘が連なっているというのが枚方の特性だと思うのですけれども。であるにもかかわらず、今、その丘の上に高層マンションが建つであったり、丘が削られて平たくなって、隣との境目が平地になっていくというような開発が起こっているのです。実際に、それで景観がずいぶん変わっていつているのですよ、枚方の中で。その中で危機感というものがあって、枚方市としては、丘というものはそんなに重要視されていないのだなど。ビルが建ってもマンションが建っても削られていっても、平たく平

地になってもいいということの景観の考え方なのだと、いうところがあるので私はここを何度も確認している。それが全てのベースになってくると思っているから、何度もお話をさせていただいているのですね。だから、そういうことにはこだわらないんだと、そういうことも現状書かずに景観というものは、今の枚方の地形、小さな丘が連なる地形というものに関してはここで明記しておかない。というところで景観というものを守っていくとなったときに、私は、じゃあ枚方の自然景観って淀川と東部の山地と、それでいいのかなというふうな疑問がありましたので、ずっとそこにこだわらせていただいております。だから、思い入れがあると言えば思い入れがあるのですけれども、私は逆に危機感というものを持っていて、ずいぶん景観が変わったなというような印象を持っています。

その捉え方を、市としてはどういうふうに捉えておられるのかというのが、ここの出発点。自然というのが、ここはもうさらっと流しているだけですよということであったとしても、ここの特徴のところ、すべての、この冊子の案が戻ってくるわけですよ。出発点ですから。自然の、次の課題のところの「自然と歴史の保全と活用」、じゃあ自然の保全って何、枚方の自然って何、原点に戻りませんか。

下 村 副 会 長： 都市計画のマスタープランの中で、市が市街化区域に指定すれば、少なくともそこは都市化するというのを全市民が認めて、了解を得た中で計画決定を打っているはずなのです。ですから、その作り方として、いかに丘陵地区の景観をもしくは低地部分の景観を、山側部分は調整区域に入ってくるかもしれないですけど、それらの景観を作っていくのか。私たちが住んでいるところも、もともとは丘陵地や山のところも多くあって、しかし、残った自然っていうのは守っていかなければならない。これは皆がわかっており、そういう意図でやるわけですけど、その残し方について、どう残していくかっていうことを、理念的におっしゃっておられるのは分かりますが、たぶんと言ったら言葉が悪いですが、ここで書く内容というのは、そういう3層の地形構造がありますくらいを入れる程度でよいと思います。これでだいたい分かると思います。

事 務 局： 今のお話にありましたが、3章に今後どうするんだということにつきまして、前回よりも若干変更している部分がございます。3章にかかりますので、それは後ほどご説明しようかと思っております。

吉 川 会 長： 効率的にと申し上げていますが、時間が半分ほど経っていますので、2章はとりあえず今ぐらいのところで、もう一度文章等をご検討いただくということでもよろしいでしょうか。

あまり、全体的特性を述べているところに、こと細かく書くと、後の地域別とか、次に検討する景観計画とかいう方がより具体的になっていかないといけないのに、少しその辺を危惧するところがあります。

それではすみませんが、時間が押していますので、3章について順序入れ替える等されておられますので、説明をいただきたいと思います。

事務局： 3章でございますけれども、P15をご覧くださいませでしょうか。枚方の特徴として様々な要素、商業・農業・工業、学校であるとか住宅地、こういったものが混在し、1つになっているのが枚方の特徴であり魅力でもあるので、景観要素としてしっかり位置づけてほしいといったご意見をいただきました。これにはですね、P15上の図のちょうど中央の、丸の部分を大きくいたしまして、多様な景観要素が混在するというイメージに、中の記述を含めまして修正をいたしました。また、配置についても、枚方の地形の形に合わせたような形に配置するように致しました。

次に、枚方の特徴である丘陵についての記載について、ご意見をいただきました。これにつきましては、P16中ほどの○の「市街地の身近な自然の保全と活用」、ここの記述で、「しかしながら開発などに伴い、ため池、農地や斜面林は減少傾向にあります。今後、農地や丘陵地などでは周辺との調和や樹林の保全、市街地の緑化を図り、」という形で改めることといたしました。また、景観形成の課題から基本方針への流れの記述への意見をいただきました。これは、本日冒頭で、A3判の横の書面、こちらをご説明させていただいたように、新たに問題点の記述を加えるなどして、改善を図りました。

次に、景観形成の課題や方針の中で、「高齢者や身障者に優しい」とあるが、高齢社会になっている状況も踏まえて、皆が対象となるのではないかと、こうしたご意見をいただきました。これには、P17の「安全快適なまちづくり」の記述3行目で「高齢者や身障者などに配慮した誰もが利用しやすい」という形で追記いたしました。

こちらにつきましては以上でございます。

吉川会長： 3章の内容について、今の内容でよろしゅうございますでしょうか。

鵜島委員： P28の「歴史景観」のところなのですが、「旧集落」とありまして、「鎮守の森や土蔵、土塀、石垣など集落内の」とあるんですが、「旧集落」をもっと別の言葉にできたらなと思います。それと、全体を通しての意見でもいいですか。

吉川会長： はい。そうですね、もう出られるので、ご意見をお伺いしておきたいと思います。

鵜島委員：全体を通しまして、市民という言葉が何か所にも出てくるのですが、「市民」・「一般市民」・「一般の市民」という使われ方をしていましたので、事務局がお作りになるときに分担されたのかな、人によって使い方が違うのかなというのが気になりました。それと、これも全体を通してなのですが、今、P27のところでは「(5) 地区タイプ別の方向性」とありますが、その次「①緑地景観」とあります。これについて全体通して拝見しますと、両括弧の付いた番号の次は、○で記述する部分と、①・②で展開する部分と、節によってバラつきがあったものですから、全体を通して点検していただけたらなと思いました。

吉川会長：はい、どうも。先生、そろそろ講義に行かれるということなので、ご意見は、今のでよろしゅうございますか。

下村副会長：一点だけ、「旧集落」は例えばどんな。

鵜島委員：古いまちなみ、古い集落のことなのでしょうが、旧集落という言い方は景観で使用されるときには一般的な言葉なのでしょうか。

吉川会長：でもないですけど。

鵜島委員：あまり、歴史や文化財の方では使わないので気になりました。

吉川会長：また用語については、ご意見を伺わないといけませんね。

山下委員：「歴史的集落」というのはできないですか。「旧」というのがいけないと思う。

吉川会長：景観の世界で歴史的と言いますと、やはり歴史的景観とか歴史的空間とかっていうのは、もうちょっと特化した意味になってしまいます。

鵜島委員：「旧宿場町」だったら、宿場町としては古いのだというのがわかるのですが、「旧集落」となると、今でも生活している人たちがいる状況で、古いということに違和感があります。

吉川会長：それでは、そこは、ご検討いただくということで。鵜島先生、講義の方が大事ですので、私も私学に勤めていると、なかなか休講できませんので。どうぞ、退席いただければと思います。  
他に、3章でご意見ございませんでしょうか。

木下委員： 1章2章3章と区切っていただいているので、なかなかこのタイミングでお話ししていいのか分からなかったのですけれど。3章のところで、このA3のフローチャートも含めて、ずいぶん短期間にここまで追い込んでいただけたなと思うと、すごくびっくりしておりますし、感謝しております。ここまで作りこみをしていただいて、今回のこのフローチャートで、現状をどういうふうに捉え、それを問題としてどう捉え直して、課題に置き換えて方針に持っていくように繋げていただいたかということは、よく分かる形にすごくになっているなと思うのですけれども。じゃあそれが、本当にこの冊子の構成と、それから文言の繋がりとして、うまく繋がっているだろうかといったときに、やはりまだ、ギクシャクしている部分はずいぶんあるなというのが、大きな話の趣旨です。

私が前回から申し上げている、なぜ現状と問題と課題をきちんととらえていかねればいけないかという、それが目標や方針にどう繋がってきて、この目標や方針が出てきたかということが市民に分かるために、それをきちんと捉えていただきたかったということです。最後の目的と方針の繋がるところが、まだ、無理やり繋げていつているようなところがあります。というのは、同じ表現の文言を変えられているだけであったり、意味合いをもちろん集約するということではされているのでしようけれども、単にくっつけただけであったりというような、文言調だけの変更で課題をテーマに置き換えておられるというようなところがありまして、逆にわかりづらくなっているのですね。それなら、そこであぶり出した課題をそのまま目標・テーマに持ってきた方が、すごく単純にスムーズにいくのになと、なぜここでまたわざわざ文言を語尾だけ作り直して、別の言葉に置き換えておられるんだろうというようなところがあります。で、そこを細かく言いますと時間をとってしまいますので、その内容についてはまた、もしよろしければ時間をとってお話をさせていただきたいと思っておりますけれども。

新たな魅力をつくるというところで、序章のところなのですけれども、序章のP2の真ん中のところに今回足していただけたように、「そのために不可欠なもの。それは、まちをデザインすること。」というのを入らせていただいているのですよね。ここに、素晴らしい言葉を使っているんですよ。「都市の美しさ・都市に住む快適さ・都市に遊ぶ楽しさ・自然環境との調和などを重視し」というふうに、ここで魅力をつくるということはこういうことですよというふうに言っているのですけれども、第3章の、目標のところの「枚方の新たな魅力をつくる」というところで、以前からの「自然と歴史と人を紡ぐ ひらかたの新しい景観づくり」であり、その下のサブタイトルもそのまま使っておられる。また、自然と景観の課題というところで、例えば(1)のところ、「枚方を象

徴する自然の保全と活用」「市街地の身近な自然の保全と活用」「歴史の息づく景観の保全と活用」これを一つにまとめたら、自然と歴史を保全して活用することですよというふうに、もうすでにまとめられているにもかかわらず、また次のテーマのところ「豊かな自然や歴史をまもるために」というふうな別のまた少し微妙な言葉に置き換えられているのですね。せっかくここまで整理していただいているのに、すごく繋がりが分かりにくくなっているなというのが、ここはちょっと問題かなあというふうに思っています。ですから、ここの内容はこれでいいにしても、整理の仕方がもう少し、先ほどの先生にもありましたように、言葉を統一するとか、共通して使うところは使う。変えるのであれば、意図が違うのですから、違う意図の使い方をするというような整理が、ここは言葉がたくさん出てきますがゆえに、すごく必要などころではないかなと思います。で、P32、それがここにあるのだと思うのですけれども、この整理がなかなか繋がっていないなという印象です。それで、ここの黄色の部分ですよ、「類型別景観形成の方向」のところ、「都市骨格景観」と「地区タイプ」という2つの黄色の枠がありまして、「地域への展開」の方に下の2つの枠があるんですけれども、「地域への展開」というのは上の方の黄色の枠であって、その一番下にあります「景観軸」というのは、真ん中の矢印の上に入るものじゃないかなと思うんですけれども。だから、「都市骨格景観」と「地区タイプ」と「景観軸」が地区に落ちてきていると、いうのが本来の形じゃないでしょうか。その方が、この地区はこれらの要素を含めてこういう景観の設定をしていますということの方がわかりやすいと思うんです。というのは、1号線の景観をつくっているのは、例えば第6地区と第8地区であったりするわけですよ。その第6地区と第8地区が1号線の景観をつくっているわけですから、ここで1号線の景観というものは、方向性としてまずあって、それに対して地区の景観がそれを含めてどうあるべきかというのが、最終的に第4章として地区の展開の個々の地域に落ちてくるという方がわかりやすいのではないかなというふうに思います。

吉川会長：これは前回も議論されたと思うのですが、上の方は景観を類型化しているわけで、これは具体的な対象というのは、含まれていないのです。それを地域に展開して、はじめて具体的なものとなつてくるわけです。ですので、ものの考え方としてはこれでいいのではないかなと私自身は思います。これは前回もお話があったし、させていただいたと思うし、たぶん下村先生もそういう趣旨でお話をされたと思うのですが。ただ、ターミナル拠点景観というのは、要するに駅周辺を中核とした地域ということで、なにも枚方市駅だとか樟葉駅だとかと具体的にここでは考えてないわけです。それが具体的なところへ落ちていくと、下の方の枚方市駅周辺だと

か樟葉駅周辺というものに繋がっていくという話になるわけで、あまり地域のことに先々入っていくと、がんじがらめになってしまいそうな気がします。今日は、地域の展開を残りの時間で急ぎやらないと思っているのですが、どうでしょうか。

山下委員： 今の発言の中で、景観軸というのは真ん中の箱のところにあるものだと  
言われたのですよね。一番下の箱は地域の展開だけでいいのだと。私もそ  
うじゃないのかなというふうに思いますが、この冊子の構成で言うと、景  
観軸というのは最後の方なのですか。

事務局： そうですね。軸と面と捉えてというのが、景観計画の1つのオーソドッ  
クスなスタイルです。

山下委員： ここも1つの整理の論点かなと思うのですが。私はこの景観軸という論  
点が真ん中の箱で、いちばん最後の箱が地域の展開だと思えます。

下村副会長： 絵の上で言うと、沿道景観というのが景観軸なんですね。河川景観もこ  
の景観軸なのです。

吉川会長： この真ん中の箱に軸の意味が入っていると思うのですが。

下村副会長： 先ほどからお話があるように、地域・地域だけで捉えられてというよ  
り、まず全体があるわけです。それをいろいろ考えておいて、地域への  
展開に落としていったときに地区別があるのと同時に、やはり、貫くよ  
うな線的な場所っていうのは、その地域だけでは収まらない場面が多い  
ですので、道路軸と河川軸はこういうふうに軸景観として1本で捉えてく  
るということが、会長がおっしゃるようによくあります。ですから、こ  
れはおかしくないと思うのです。

山下委員： 地域の展開という文言が、一番下の箱の上のところに書かれていますけ  
ど、下の箱の景観軸云々の黄色い箱に、何々への展開と一言入れたらどう  
でしょうか。

下村副会長： 地域への展開を貫く軸なので、私はこれで分かるつもりではいます。

山下委員： 地域への展開を、景観地域と景観軸で構成しているということですか。

下村副会長： はい。ですから、かぶってくる場所もあることはあると思えます。

吉川会長： あることはあるのですが、地域で分けるということは、実は地域の中というのが基本的な考え方になってくるわけです。内から内を見るといいですか、それ自身のところを見るよという話です。景観というのは、本来は全部見えるわけです。ですから、地域的に分けていくというのは、都市計画側のどんどん細かく割って行って地域に分けていくという考え方がありますが、景観ってというのは、実は横のつながりになるわけです。しかし、物をつくっていく中で指導をしたり、あるいは、誘導したり規制をかけたりという、どうしてもそれは枠と連携しなければいけないので、地域的な割り方もいたしかたなくやっていたらなければならないという部分があるのです。

山下委員： 行政の指導の形態もそういう地域という観点と軸という観点で、例えば、淀川の沿ったあたりというように地域と軸の両方でいき、1号線沿いはこうだ、170号線沿いはこうだ、というふうにしますか。

事務局： 両方になります。

吉川会長： いかにも地域に分かれていても、用途地域で主要な道路のそばは全部商業地、あるいは近隣商業地とかいう指定が行われることになってきますので、どうしてもそこは様相が変わってきます。全体として住宅地だろうといわれているところでも、商業施設が立ち並ぶという話になるわけで、どうしても軸だとかいう話は必要だと思います。

それでは、いろいろご異論もあるかと思いますが、もう残りもあまり時間がございませんので、4章の方に進めていきたいと思っています。こちらについては、今、地域の展開という話になりましたので、丁度その部分になるかと思っています。討議いただくのが今回が初めてになりますので、基本計画の改訂前の変更内容について、課長の方からご説明いただければと思います。

事務局： 4章でございますが、これまでに頂戴しました意見など反映するべく修正を行いましたので、順次説明いたします。なお、この第4章につきましては今、会長からもご説明がありましたように、地域の展開ということで景観本来の考え方から見た場合、あまり都市計画的に区域を区切るという考え方にはなじまないと指摘も頂いたところでございます。従いましてこの章は、地域内から地域内を見た景観といいますか、そういった視点で捉えていただきますようお願いをしたいと思います。

まず修正のポイントでございますが、現状の問題点、課題、方向性を認識したうえで文章を考えることが重要である、こうした指摘に対しまして

は、「地域景観の特性」という言葉を、「地域景観の課題と方向性」という形に変更いたしました。

また、本来、景観は地域内に収まらないものだから、地域ごとの目標設定、というものはわかりにくいのでは、とのご意見をいただきました。これにつきましては4章以降、地域ごとの、あるいは軸ごとの景観形成の目標といったものを削除することといたしました。

また、総合文化会館の事業の記述が必要ではないか、といったご意見もいただきました。これにつきましてはP38からP39に、総合文化施設整備事業、という形で記載をいたしました。

また、言葉の表現でやや古くなっているものなど、修正が必要ではないかというご意見もいただきました。これには、ファクトリーパークやウォーターフロントなど、近年は異なった意味で使用されていることから、改めることといたしました。

また、前回お示ししましたマトリクス表でございますが、第3章でお示ししました全体の基本方針と各景観地域・景観軸の方針、施策との関係を表したものでございますけれども、実務で事業者との協議時には有効かもしれないが、本来、基本方針は地域全体につながるものであることから、基本計画に綴じることについては誤解を招くのではないかと、こうしたご意見もいただいたところでございます。これにつきましては今後、景観計画やガイドラインでのこの表の有効性・必要性について検討していくこととしたいと思っております。この基本計画では、この表は削除することといたしました。

また、国あるいは府、市の景観形成に係る計画や事業の進捗状況を踏まえて再修正したものもでございます。以上でございます。

吉川会長： 4章の部分について、皆様の方でご意見がありますでしょうか。

山下委員： ひとつお尋ねします。非常にカラフルになっていますが、最終的な計画も、このカラフルなものとして作られると理解してよろしいでしょうか。

なかなか力作だと思っておりますけれども、それであればあるほどパッと見たらパッと分かる、という格好になっていないといけないのですが、事務局としては、パッと見てパッと分かる、というふうに言えますでしょうか。

例えばP43は、カラフルで結構ですけれども、これはプロの人が作った作品ですか。委託先が作ってきたものですか。良くできているとは思いますが、パッと見て分かりますか。

事務局： 例えば、確かに、このグレーのドット線など、少しこの色合いを変えることで浮き立たせたい情報が出てくる場合とか、様々なケースで色々な工

夫は、今後していかねばいけないかなと思っています。これが最終ベストだという形では今のところ考えてはいないのですけれども、色合いも実際に色をつけながらでないと、景観の場合はなかなか分かりづらい部分がございますので、今後、検討していきます。また、あと、グレーの使い方については若干工夫が必要かなと思っています。

吉川会長： 図の問題以外、他にありませんでしょうか。

多田委員： P60の写真なのですけれども、枚方公園駅ゾーンの上の写真で、私としては枚方公園の写真が出てくるのかなと思ったのです。4章は個別的なところなので、例えば写真の下に、どこを撮っているのかというのを書けば、ここの文章と整合しているのかが分かるのかなと思います。

福山委員： これは桜新地のところですね。

事務局： そうです。

多田委員： これは枚方公園内なのですか。

福山委員： 公園の中に桜新地というところがあるのです。今は桜町かな。

多田委員： 写真はともかく、局地的なことを表しているのので、写真の下にどこの写真を撮っているというのを入れたら分かりやすいのかなと思います。私は枚方市民じゃないので尚更です。市民にとっては直ぐわかると言われればそうなのですが。

吉川会長： 大変な作業になりますが、4章だけ入れますか。

山下委員： 地域のことであるので、入れた方がいいですね。

多田委員： それともう1点、先ほど言い忘れたのですけれども、3章に戻って申し訳ないのですが、たぶん記載モレだと思いますので、P22の都市景観構造図の中に、地区別タイプの歴史街道の凡例があるのに、歴史街道の表記が抜けているのです。歴史街道は重要であると思っていますので、街道名の追記をお願いします。

福山委員： P42の官公庁ゾーンとありますね。官公庁ゾーンがかなり老朽化しているので、やり変えなければいけない様なことを、何かに書いてあったと思

うのだけれども、これを見る限りは何もそういうことが入っていません。そういうことは書かなくてもいいわけですか。要するに、これからのビジョンとして枚方市駅が一番メインのところであるなかで、今かなり寂しい状況になっており、その辺のところ、こういう表現だけでいいのですか。

吉川会長： これは基本計画なので。

福山委員： そうですね。基本計画だから、そこまでうたう必要はないのかもしれないですね。

吉川会長： 景観計画とかという話ではないので、そうしてしまうと非常に恣意的な意図になりかねませんので、ふさわしいゾーン形成を行います、という表現にしています。

福山委員： そういう感じで、表現するということですね。

吉川会長： はい。それで逆に、今ふさわしくないという議論が挙がってくれば、当然、景観形成として我々は着目しておかないといけないですよ、という意図だというふうに理解できると思うのです。

山下委員： 私が以前、総合文化施設整備事業の文言は残してくださいとお願いして、入れていただいたことは有難いと思っていますのですが、福山委員のご意見で、当然、市役所もなんとかしないといけないということになっていますよね。それで、そのことは基本構想の中に入っているからそれでいいんだよという理解でいくのか、この官公庁ゾーンのところ、〇〇事業という格好で入れておいても差し支えないのであれば、入れておかれたらどうかと思わないこともないですね。なんとかしないといけないことですからね。

福山委員： 一番メインとなるところが、この2行か3行で終わっている、私としては何か釈然としないところを感じるのです。

事務局： 市駅周辺につきましては、このP42の関連プロジェクトの方に枚方市駅周辺再整備ビジョン、というところで括っています。官公庁ゾーンにつきましては老朽化が進んでいる、というところの理解はしているのですけれども、まだプロジェクトとして具体的に決まっていなことから、この表現に留めています。

福山委員： プロジェクトが立ち上がってないから、この程度のものしか出せない

ということですか。

事務局： そういうことになります。

山下委員： 市役所の庁舎建替えも関係ないということですか。

事務局： 市役所の庁舎の建替えも、議論の俎上には何回か挙がっているのですが、いっいつまでにやる、という具体的な形にはまだ達していないところでは。

山下委員： 景観の審議会として基本構想の中に市役所をなんとかしろと言うのは差し支えないと思います。どうでしょうか、会長。

吉川会長： 入れません。いや、景観的に問題であれば入れますが。

山下委員： 問題です。大問題じゃないですか。

吉川会長： いや、逆に言いますと、それよりも先にやらなければいけないところが一杯あるので、それは、隗より始めよとは議論が逆だと思います。

山下委員： そうですか。審議会としては、ものを申した方がいいと思ったのですが、  
だけど、この写真はあきませんね。P42の写真です。これは、例えば岡東中央公園という立派な公園があるわけですから、それを使った写真とか、そういうものの方がいいと思います。ここは、もう1つ2つ写真が置けますから考えてみてください。

それと、写真というのは、特に我々が指摘しない限りはこの写真の案でいくということになるのでしょうか。写真で気がついたことがあったら言っといた方がいいということですね。

事務局： はい。あと、多田委員からさっきご指摘がございました写真の場所の記載についてですが、検討させていただきたいと思います。

山下委員： 歴史的な部分などもどこかに入るように。

事務局： そうですね。特に4章以降で考えます。

吉川会長： まあ、4章は非常に大量で、個々の写真等も色々あると思いますので、事務局の方に委員の皆様の方からご意見をお寄せいただくということで、

この場での議論という形ではございませんが、採用させていただきたいというふうに思います。

もう時間が押し迫っておりますので、5章について、課長の方からご説明をいただきたいと思います。

事務局： はい、5章は全体としては前回と、非常に大きな変更はございません。なお、前回ご説明させていただきましたように、この中には昨年に6回実施いたしました景観懇話会での意見を踏まえて修正した部分を入れてございます。以上でございます。

吉川会長： 特段の説明はございませんでしたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

木下委員： 進め方の5章のところ、どこに入れていただく内容なのかわからないのですけれども、進め方の提案を3点ほどさせていただきたいと思います。これに基づいて、景観の、枚方の景観がこれから育まれていくということになりますし、それを育てていく景観条例でありますとか屋外広告条例というのを今後作って頂くことになると思うのですけれども、特にですね、できれば条例を作るにあたって、今、懇話会というのをやっていたいっているのですけれども、もう一つ、例えば枚方市の中には企業さんも沢山、大手企業さんから中小企業さんまでありますし、それから大学も6大学ありますので、そのような方々を巻き込んでですね、今の現状把握、勿論、ここではさせていただいているのですけれども、調査をした上で情報収集をしていただいて、条例に反映していくというような、そういう組織のようなものを一つ作ってはどうかというふうに思っています。で、例えば今、会長をさせていただいている吉川先生の大学だったり、下村先生、岡先生の大学の学生に協力いただくというようなことも、想定の中には含めまして、学生を色んな形で条例に反映できるような形の情報を、枚方市内、若しくは一般的な世界情報としても集めてもらうというようなことであったり、企業も、その条例を作るときに参加できるような形の企業懇話会みたいな形を立ち上げたらどうか、というのが一つのご提案です。

それから、もう一つは、条例を作っていきますときに、できれば、この条例が単なる市からの規制ではなくて、市とともに市民が、市民若しくは市民企業をですね、ともに景観を作っていくための指標だよと、単に一方的に市から押し付けられる規制、というような考えではなく、共に作っていくための指針であると、というようなことを表していくために、ひとつ、その条例等に基づいて、計画に基づいて、モデル地区というものを設定してはどうかというふうにご提案したいと思います。で、その地区にこ

ここで進めているような枚方の魅力をつくると、街をデザインする、ということが具体的な形で示せるならば、これはやはり素晴らしいものなんだなと、こういうものをみんなで作っていきこう、というような機運になるのではないかなと思いますので、モデル地区を、ひとつ設定して、できればそこに、市からの支援金、助成金という形を入れていただいて、モデル地区みたいな形ができないかなというふうに思います。そのときには例えば、工業団地、若しくは一般の方もよく利用される家具団地というようなものがありますので、そういうところを研究していただいて、モデル地区というカタチができれば、というふうに思っております。

それから、もう一つは、先ほども申し上げましたように、街をデザインしていくという視点を今回、序文に入れていただいたことは、本当に画期的なことだと思っているのですけれども、先ほど序文にありました、4つの重点を読み上げさせていただきましたように、あれが本当に、この地域に落ちてきている、面に落ちてきている、点に落ちてきている、ということで、この第4章まで反映することができれば、本当に素晴らしい、頭から最後までタテ串の通った素晴らしい計画であり、市民としてもすごく分かりやすい計画になるのではないかなと思うのですけれども、そのデザインの力というものを、単なる、建物が格好いいとか、置いてある街のファニチャーが格好いいとか、バス停が格好いいとか、そういうことではなくて、トータルに市としてビジョンを捉えてこういう計画を立てましたよ、ということが市民に伝わるようなものにしていけば、地域振興にもなるし、産業振興にもなるし、それから市民それぞれの快適な暮らしを実現する、ということにも繋がってくると思いますので、この景観のデザイン力というものを、地域の活性化に是非とも活かしていただくような位置づけにさせていただきたい。そのことは、随分前にもお話したと思うのですけれども、私は地域振興部の方で、デザイン力を枚方市に活かしていくという提案を、直接市長にさせていただいております。その時にも、難しいですけれども、検討課題は確かにあると。けれどもそれによって地域の振興が起こっていくならば、それに取り組む価値があるのではないかと、という内容の、市としての返答も頂いておりましたので、是非とも、市全体としての取り組みの中でこの景観計画が位置づけられることを、切に要望したいと思います。

以上3点を、最後の景観作りの進め方のところになると思うのですけれども、ご提案をさせていただきたいと思います。

山下委員： 私も少し一言いいですか。先週、帰ってきたばかりなのですが、ちょっとヨーロッパを旅してしまして、ドイツ、オーストリア、チェコスロバキア、ハンガリーと廻ってきましたのですけれども、やはりこう廻っ

ていますと、景観審議委員的な目で見ることが多かったのですが、やはり景観をいかに守るか、というのは時間のかかる話だなとも思います。市民の意識とか、規制とか、色々なことが有効に働いて景観というのは美しく保たれるのであろう、ということを実感しました。例えば、田園に看板が1枚もない、エルベ川・ドナウ川の川べりにも看板は全くないなど、看板ひとつの問題をとっても、なかなかそのレベルまでくるには時間がかかるとは思いますが、枚方市にも景観条例というものができてきますので、この景観条例を、どのようなものを作って、それをどういうふうに機能させていくかということが非常に重要だなということを実感して帰って参りました。

今日、電車を降りまして、周辺に建っているビルの壁面の看板と、ガラス窓の内側から貼られたポスターを見ますと、こういう景観は、まず、ヨーロッパの街には全くなかったです。だから、こういうこと自体が、恥ずかしいことなんだということにならないといけないのではないかと思います。そこまでの言い方は別にしまして、私は、基本計画からどのような条例ができてくるか、ということに今度はかかってくると思います。従いまして、条例作りにもこの審議会は関わっていくということのようですので、十分、審議会としての意見が言えるような形で、審議会が運営されることを期待したいと思います。

正直言いますと、この基本計画の審議には、本当にあまりにも時間が足りなかったと痛感しております。良い条例を作っていく、ということに今後は力を注いでいきたい、というふうに思います。

吉川会長： 他にご意見ございませんでしょうか。

福山委員： 先ほど私が申したことがP18に載っています。枚方市駅周辺の景観整備の必要性のところですが、ここに、私が言ったことを書いてくれてはいませんが、P42のところには全然書いてない。書いていないというか、どういうようにしていこうかという意図が見えない、と僕は思います。やっぱりここは枚方市の顔でしょ。だからこそ、やっぱり僕は必要なのではないかなと思うのです。おっしゃっているように建替えるかどうかは知りませんが、その可能性もあるわけです。また、近鉄跡地はあのままで、はっきり言って枚方市の顔の部分がこのような状態で置かれているということに、非常に問題があると私は思っています。だから、そういうことを網羅して書けとは言わないですが、次の条例策定等に活かせるような文言であれば良いと思うのだけれども、この文言では何もそういうことが見えてこないと私は思います。

吉川会長： かなり厳しいご意見をいただいております。

事務局の方には、今、私がいただいておりますご意見をもとに、次回は整理を行って提案をしていただきたいと思います。1章から5章までの表現などで、先ほども申し上げましたけれども、これはというようなことがございましたら、今日は時間の関係であまり詳細にはお聞きできておりませんので、事務局の方でまた把握に努めていただきたいと思います。今回の審議の冒頭で、再度整理をさせていただきたいと思います。

特に、4あるいは5章については、今後、計画の実施あるいは事業展開、先ほども木下委員の方から事業展開の話があったりして、いくつかは景観計画の方に含まれる話だというふうには理解をしておったのですが、こういう内容ですので、委員の皆様のご発言の主旨を踏まえて、事務局の方で、もう一度練りこみをお願いしたいというふうに思います。それから、写真についても、もう一度慎重に選んでいただくことと、それから、特に市域の展開のところでは具体的な名称を記入していただく、ということも必要かなと思います。

それから、今、山下委員の方から屋外広告物とか看板のお話が出ましたが、実は前回、行政の方で実は権限委譲されたばかりだということで、今から状況の把握に努めていきたいという説明がございました。そして、中核市移行に際しては、屋外広告物条例というのを制定しなければならないのですが、当面は大阪府条例を準用するというのを伺っております。だけど、実は屋外広告物法という法律は、景観緑三法といわれていまして、景観法と合わせて改正され三位一体みたいな取り扱いをされているところがございますので、審議会としても、提案されたアイデアあるいは取組みみたいなものを何とか活かして、改訂した景観基本計画に基づいて、枚方市の実態を踏まえた屋外広告物の規制誘導が今後できるように努めていきたいと思っております。その点については、山下委員、ご理解いただけますでしょうか。

山下委員： はい。

吉川会長： 事前に私と副会長との話の中で、屋外広告物という話が出ており、また事務局とも相談しております。事務局の権限委譲が今年1月にされてい、ということですので、3年くらいを目処に、改めて屋外広告物条例の見直しを、というのは要するに枚方市独自の屋外広告物条例の見直しができるように、これから我々も、審議会としても、行政に求めるということにしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

一挙に2つのものを、というのはなかなか、景観計画も百家争鳴するだろうと思っておったのですが、ここにまた、一緒に屋外広告物条例も含め

てというのは、少し手に余るところがございますので、とりあえず景観条例を先行させた上で、屋外広告物条例に取りかかるということで、ご理解いただければ、というふうに思います。これは次回以降の景観計画との関わりも非常に出てくる問題というふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

他に事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局： はい、今回は本日いただきましたご意見を検討の上、お示ししていきたいと考えております。全体的な表現整理とか、あるいは語句、写真につきましては、ご意見をいただければ更に改善に努めて参りたいと思っております。

なお、昨年の第3回審議会で諮問いたしました景観計画、こちらについてでございますが、基本計画に即したものであるという形で、次回の審議会では提案できるように準備して参りたいと考えております。

吉川会長： はい、ありがとうございます。

### 3 閉会

吉川会長： それでは、以上をもちまして、本日の審議は、これで終わらせていただきます。最後に森都市整備部次長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

次長挨拶： それでは閉会に際しまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。本日は都市景観基本計画の改訂に際しての考え方、内容につきまして、多くの貴重なご意見賜りまして誠にありがとうございます。本日の、いただきましたご意見等、今後またフォローさせていただきます。改訂作業をさらに進めていきたいと考えております。引き続きタイトなスケジュールでございますが、効率的な運営に努め、取り組んで参りたいと思いますので、委員の皆様方には何かとお力添えいただけますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

吉川会長： 本日は委員の皆様方、どうも暑い中ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

これをもちまして審議会を閉会させていただきます。